

公益財団法人佐藤奨学会 2024年度奨学生 募集要項

1. 応募資格 **留年・最短修業年限を超えた学生は応募不可**

高等学校、高等専門学校、大学または大学院に在学し、学業、人物とも優秀で、かつ健康であり、学資の支弁が困難と認められるもの。

財団が設定する学力基準・家計基準がありますので必ず確認をすること。

大学院生は、「成績が特に優秀で、将来、学術研究者として活動する能力があると認められる者」が対象となります。

2. 奨学金額

高等学校奨学生	月額	11,500円
高等専門学校奨学生	月額	16,000円
大学奨学生	月額	25,000円
大学院奨学生	月額	30,500円

3. 採用予定数

高等学校生	4名
高等専門学校生	2名
大学生	8名
大学院生	2名

4. 支給期間

正規の最短修業年限とする。

2年次以降に支給を受ける場合は残りの修業期間。

5. 奨学金の支給方法

原則として、毎月一定日に本人宛に支給するが、7、8月、2、3月分については2か月分まとめて支給する。また、学校から特別に指示がある場合は学校経由で支給する。

6. 応募方法

必要書類を取り揃えた上、学校担当者経由で提出のこと。

本学の推薦枠は1名です。学内選考を行いますので、出願時に推薦書の提出は不要といたします。推薦書は学内選考の通過決定後に提出をしていただきます。予め指導教員の先生には、もし、学内選考で推薦者となった場合は、推薦書を依頼する予定であることを、伝えておくようにしてください。
(選考結果通知は4/30、推薦書の提出期限は5/7となります。)
推薦書の件について、ご質問等ありましたら学生課奨学係までご連絡ください。
連絡先：
syogaku@ml.geidai.ac.jp

(必要書類)

※指定のフォーマットは、学校から受け取るウェブサイトよりダウンロードすること

- (1) 願書(財団指定フォーマット)
- (2) 在学学校長の推薦書(財団指定フォーマット)
- (3) 成績証明書
- (4) 健康診断書(発行が間に合わない場合は後日提出のこと)
- (5) 家計維持者の収入証明書コピー(家計維持者が複数の場合は全員分)
- (6) 課題(A4用紙1枚、自由記述)

課題内容:「10年後の自分」について

10年後、どのように社会で貢献できる人間になりたいか、A4用紙1枚にご記入ください。絵や写真の貼付可能です。

学部生は(1)~(6)のほか、家計状況等申告書及び確認書類を提出

【健康診断書について】
個人で用意した方のみ、他の書類と一緒に提出してください。4月に大学で行う健康診断を受ける方は、大学で用意いたしますので提出は不要です(無料)

大学への提出期限：4月19日（金）16時

提出先：美術学部教務係、音楽学部学生募集係、各校地事務室窓口へ提出

7. 書類提出期限（奨学会事務局必着）

~~2024年5月12日（日）~~

8. 結果の通知について

合否にかかわらず、本人、学校宛に結果を通知する。

尚、学内選考を実施した場合は、その結果は学校側から応募者へ合否を通知すること。

9. 奨学生の義務について

奨学生は、以下に定める義務を履行する必要があります。

- (1) 奨学生は、奨学金給与規定を厳守すること
- (2) 「奨学生の集い」などの行事に参加すること
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、直ちに事務局に連絡すること
 1. 留学をする場合
 2. 休学、復学、転学又は退学したとき
 3. 停学、その他の処分を受けたとき
 4. 氏名、住所、メールアドレス、その他重要な事項に変更があった場合
 5. 留年又は卒業延期の恐れが生じたとき
- (4) 毎月（ただし7・8月は7月、2・3月は2月）奨学金の交付を受けた奨学生は、当月末までに奨学金領収書を提出すること
- (5) 毎年度末に、下記の書類を事務局に提出すること
 1. 活動報告書（指定のフォーマット）
 2. 成績証明書
 3. 収入証明書
 4. 進路報告書（卒業生のみ）

10. 奨学金の休止について

休学、あるいは長期に欠席する場合は奨学金の交付を休止する。このような場合は速やかに本会事務局に連絡すること。

11. その他

- (1) 募集は各学校宛に行うため、学校経由で応募すること。直接応募は認められていない。
- (2) 当財団の奨学金は、返還の必要はない。
- (3) 他の奨学金との併願・併用は可能。
- (4) 提出された応募書類は返却しない。

以上

奨学生推薦および選考基準

奨学生の推薦および選考の基準は次の通りといたします。

1. 高等学校奨学生

(1) 人物について

学習活動その他の全般を通じて態度、行動が学徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

(2) 健康について

修学に十分たえられ、将来社会人として活動できる見込みのある者であること。

(3) 学力及び素質について

ア. 高等学校 1 学年に在学する者

中学校における 3 ヶ年間の学習成績が全履修教科について平均水準以上であること。

イ. 高等学校 2 学年以上に在学する者

出願時に在学する学年の前年までの高等学校における学習成績が、全履修科目について平均水準以上であること。

(4) 学資の支弁が困難な程度について

本人の属する世帯の収入年額が、別表 1 の収入基準額以下であること。

2. 高等専門学校奨学生

(1) 人物について

1 の (1) に同じ

(2) 健康について

2 の (2) に同じ

(3) 学力および素質について

ア. 高等専門学校 1 学年に在学する者

1 の (3) のアに同じ

イ. 高等専門学校 2 学年以上に在学する者

出願時に在学する学年までの高等専門学校における学習成績が、全履修科目について平均水準以上であること。

(4) 学資の支弁が困難な程度について

本人の属する世帯の収入年額が、別表 2 の収入基準額以下であること。

3. 大学奨学生

(1) 人物について

- 1の(1)と同じ
- (2) 健康について
1の(2)と同じ
- (3) 学力および素質について
- ア. 大学1年次に在学する者
高等学校における3ヶ年間の学習成績が、全履修科目について平均水準以上であること。
- イ. 大学2年次以上に在学する者
出願時に在学する年次の前年までの大学の本人の属する学部(科)における学習成績が、全履修科目について平均水準以上であること。
- (4) 学資の支弁が困難な程度について
本人の属する世帯の収入年額が、別表3の収入基準額以下であること。

4. 大学院奨学生

- (1) 人物について
大学及び大学院の学生生活における行動の全般を通じて意志が固く、責任感が強く、中正妥当な性格で、特に研究心が旺盛な者であること。
- (2) 健康について
修学に十分たえられ、将来学術研究者、上級技術者として活動できる見込みのある者であること。
- (3) 学力および素質について
- ア. 修士課程に在学する者
1年次に在学する者は、大学における成績、2年次に在学する者は大学および修士課程の前年次における成績が特に優秀で将来、学術研究者、上級技術者として活動する能力があると認められる者であること。
- イ. 博士課程に在学する者
1年次に在学する者は、修士課程における成績、2年次以上に在学する者は、修士課程及び博士課程の前年次までの成績が特に優秀で、将来、学術研究者として活動する能力があると認められる者であること。
- (4) 学資の支弁が困難な程度について
本人が大学院において所定の年限在学し、研究を継続するには、本会の奨学金の給与が必要であると認められる者であること。

5. 推薦および選考の順位

- (1) 高等学校奨学生、高等専門学校奨学生、および大学奨学生の推薦および選考にあたっては、人物、健康、学力および家計の基準の各項の総合判定によるが、人物については特に留意し、学力と家計との関係は前者に重点をおく。
- (2) 大学院奨学生の推薦および選考にあたっては、人物、健康、学力および家計の各項目の総合判定によるが、研究能力と家計との関係は前者に重点をおく。

6. 収入基準額

本人の属する世帯の総所得額から、別表4に定める特別控除額を控除した額をもって収入基準額とする。この場合の総所得とは、税務署に対し、申告した所得とする。但し、給与所得については、源泉徴収票に記載された支払い金額をもとにして、次の算式によって得られた金額を総所得金額とする。

- (1) 支払金額が329万円までの場合
総所得金額＝0円
- (2) 支払金額が330万円を超え400万円以下の場合
総所得金額＝支払金額×0.8－262.6万円
- (3) 支払金額が401万円を超え878万円以下の場合
総所得金額＝支払金額×0.7－222.6万円
- (4) 支払金額が879万円を超える場合
総所得金額＝支払金額－486万円

別表1 高等学校奨学生収入基準

区 分		金 額
世 帯 人 員	1名	1, 400, 000円
	2名	2, 230, 000円
	3名	2, 580, 000円
	4名	2, 790, 000円

区 分		金 額
世 帯 人 員	5名	3, 000, 000円
	6名	3, 148, 000円
	7名	3, 340, 000円

備考 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに160,000円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。

別表2 高等専門学校奨学生収入基準

区 分		金 額
世 帯 人 員	1名	1, 400, 000円
	2名	2, 230, 000円
	3名	2, 580, 000円
	4名	2, 790, 000円

区 分		金 額
世 帯 人 員	5名	3, 000, 000円
	6名	3, 180, 000円
	7名	3, 340, 000円

備考 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに160,000円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。

別表3 大学奨学生収入基準

区 分		金 額
世 帯 人 員	1名	1, 740, 000円
	2名	2, 760, 000円
	3名	3, 210, 000円
	4名	3, 470, 000円

区 分		金 額
世 帯 人 員	5名	3, 730, 000円
	6名	3, 930, 000円
	7名	4, 120, 000円

備考 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに190,000円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。

別表4 特別控除額表

	特 別 の 事 情	特 別 控 除 額			
A ・ 世帯を 対象と する 控除	(1) 母子・父子世帯	490千円			
	(2) 就学者のいる世帯児童 生徒・学生 (1人あたり)	小 学 校		80千円	
		中 学 校		160千円	
			自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国・公立	280千円	470千円
			私立	410	600
		高等専門学校	国・公立	360	550
			私立	600	800
	大学	国・公立	590	1,020	
		私立	1,010	1,440	
(3) 障害者のいる世帯	障害者1人につき 860千円				
(4) 長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額。				
(5) 主たる家計支持者が 別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額。 710千円を限度とする。				
(6) 火災、風水害、または 盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得る為の 基本的な生産手段に被害があつて将来長期にわたって 支出増または収入減になると認められる、年間金額。				
(7) 父母以外の者で所得を得て いる者がいる世帯	父母以外の者の所得者1人につき380千円。但し、その所得 金額が380千円未満の場合はその所得金額。				

B 本人を対象とする控除	高等学校	国・公立	自宅通学	280 千円
			自宅外通学	470 千円
		私立	自宅通学	410 千円
			自宅外通学	600 千円
	高等専門学校	国・公立	自宅通学	360 千円
			自宅外通学	550 千円
		私立	自宅通学	600 千円
			自宅外通学	800 千円
	大学	国・公立	自宅通学	590 千円に授業料年額を加えた額
			自宅外通学	1,020 千円に授業料年額を加えた額
		私立	自宅通学	1,010 千円に授業料年額を加えた額
			自宅外通学	1,440 千円に授業料年額を加えた額

- 備考 1. 「(2) 就学者のいる世帯」による控除は就学者の中に出願者本人は含めない。
2. 該当する特別の事情が2以上ある倍にはそれらの特別控除額を合わせて控除する。

7. 世帯人員の認定

本人の属する世帯とは同居、別居を問わず、本人と生計を一にする家族の世帯をいう。

- (1) 同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯とする。
- (2) 次の場合、同一の住居に居住していなくても、同一世帯員とする。
 - a) 父母または父母に準じて家計を支えている者が、出稼ぎ、または勤務地の関係で別居しているとき。
 - b) 就学または病気療養等のため一時別居しているとき。
 - c) そのほか、(1) または (2) のいずれかと同様の状態にあるとき。
- (3) 別居独立している兄弟姉妹および生計を一にしない別居の祖父母は世帯人員から除くものとする。

8. 健康診断

健康診断は結核性疾患の有無に重点をおき、学校保健法による健康診断の結果により判定する。ただし、1学年に在学する者については、入学選抜のための健康診断が学校保健法による健康診断の同様の基準により実施されている場合には、その健康診断による。

- (1) 生活規則の面で全くの平常の生活でよいもの。
- (2) 医師による直接、間接の医療行為を全く必要としないもの。
- (3) 学習、運動等の軽減、停止、変更、修学旅行、対外運動、競技等への参加の制限を全く必要としないもの。

奨 学 生 願 書

写真 (4×3cm、上半身、 脱帽、最近6ヶ月以内 に撮影したもの、 裏面に氏名を明記)	公益財団法人 佐藤奨学会理事長 殿 (西暦) 年 月 日 私は、奨学生願書に記入した内容および提出書類に虚偽のないことを、ここに誓います。 また、本申請に関する個人情報(財団が事業の目的の範囲内で第三者に提供することに 同意いたします。 <div style="text-align: right;"> 本人 (署名) 印 </div>
--	---

本人	ふりがな		性別		
	氏名		男・女	年 月 日生 (満 才)	
	学校名	学部(科)		現学校入(編)学	年 月
		学年		卒業予定	年 月
	現住所	※自宅・携帯電話 TEL ()		〒	現学校卒業後の予定 (就職の場合は希望先)
	E-mail	@			※携帯電話アドレス不可
	上記以外の連絡先	住所		TEL ()	
		年 月	中学校 卒業	年 月	
	年 月		年 月		

保証人	ふりがな		性別		
	氏名		男・女	※ 年 月 日生 (満 才)	
	本人との続柄	職業	(無職のときは前職)	年収 (税込)	円
	現住所	※自宅・携帯電話 TEL ()			

家族	続柄	氏名	年齢	職業(勤務先)/学校名	年収(税込)/奨学金有無
※家計維持者には続柄に○を付けること (家計維持者の収入証明書を添付すること)					
■父母が逝去の場合、没年月日、年齢、生前の職業をご記入ください。					
■就学者は、「学校名」「学年」「奨学金受領の有無(奨学金名・金額)」をご記入ください。					

他の奨学金	奨学金名称 () 月額 () 受給中 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/>
	奨学金名称 () 月額 () 受給中 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/>

奨学金申請理由 及び使用目的	
-------------------	--

備考	(資格等特記事項)
----	-----------

願書記入の手引き

1. 日付はすべて、西暦で記入する。
2. 現住所へは、自宅、自宅外のいずれかを記入すること。
また、連絡先は電話番号など必ず記入すること。
3. 上記以外の連絡先は、必要がなければ記入する必要はない。
4. 履歴は中学校以上を記入する。
5. 保証人に父もしくは母を記入しても構わない。
6. 家族欄には、二親等（父母・兄弟姉妹）まで記入する。
7. 家計維持者に○印を付する。家計維持者が父母等二人以上の場合は全てに○印を付すること。
8. 他の奨学金を受給予定或いは既に受給している場合は、その金額を記入する。
9. 健康診断書が期日までに用意できない場合は、発行後の提出でも構わない。家計維持者の収入証明書は、源泉徴収票のコピー等を提出のこと。
10. 備考欄には資格や受賞歴等を記入すること。

家計状況等申告書

平成 年 月 日

学生番号		住所		通学の別	自宅・自宅外 ※いずれかに○
氏名(自署)		電話番号		携帯電話	

生計を一にする家族		父	母	本人	その他①	その他②	その他③
氏名		()才	()才	()才	続柄 ()才	続柄 ()才	続柄 ()才
職業・会社名				××××××××			
在学している学校名	【通学の別】自宅・自宅外 国・公・私立()年	【通学の別】自宅・自宅外 国・公・私立()年		××××××××	【通学の別】自宅・自宅外 国・公・私立()年	【通学の別】自宅・自宅外 国・公・私立()年	【通学の別】自宅・自宅外 国・公・私立()年
収入	給与所得	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円
	事業所得等	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円

千円未満切り捨て

↓該当する項目にチェックすること(金額は無記入のまま)

控除等	本人以外に 就学者のいる世帯	母子・父子家庭	障害者のいる世帯	長期療養者(6ヶ月以上。 見込を含む)のいる世帯	主たる家計支持者が 別居している世帯	火災・風水害・盗難等の 被害を受けた世帯	父母以外の者が 収入を受けている世帯	本人控除
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※全員
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

※「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務、修学、療養費等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

※本申告書に記入・添付された個人情報、本提出書類に関する内容確認等にのみ利用し、その他の目的での使用及び第三者への提供はいたしません。

【別途提出書類】申請内容の確認のため、該当する事由に応じて書類を提出してください。	
就学者のいる世帯	学生証(写・本人以外)
障害者	障害者手帳(写)
長期療養者	診断書(発行3ヶ月以内)、病院・薬局等が発行する領収書
主たる家計支持者が別居	住居費・光熱水料費・家具用品の実費を証明する領収書(写)
火災・風水害・盗難等被災者	消防署、市区町村役場発行の被災証明または警察署発行の盗難届出証明書、領収書(写)

家計状況等申告書(記入例)

平成 22 年 1 月 9 日

学生番号	2109240	住所	東京都台東区上野公園12-3-45		通学の別	(自宅)・自宅外 ※いずれかに○
氏名(自署)	芸 大 一 郎	電話番号	03-1234-5678	携帯電話	080-9876-5432	

生計を一にする家族		父	母	本人	その他①	その他②	その他③
氏名	芸 大 太 郎 (55)才	芸 大 花 子 (55)才	芸 大 一 郎 (20)才	芸 大 コト(79)才	芸 大 二 郎17)才		
職業・会社名	会社員 (株)東京音楽セントラル	パート スーパーマーケット音音	××××××××	無職	高校生		
在学している学校名	【通学の別】自宅・自宅外 国・公・私立()年	【通学の別】自宅・自宅外 国・公・私立()年	××××××××	【通学の別】自宅・自宅外 国・公・私立()年	【通学の別】自宅・自宅外 国(公)・私立()年 都立芸術北高等学校	【通学の別】自宅・自宅外 国・公・私立()年	【通学の別】自宅・自宅外 国・公・私立()年
収入	給与所得	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円
	事業所得等	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円

↓ 該当する項目にチェックすること(金額は無記入のまま)

千円未満切り捨て

控除等	本人以外に 就学者のいる世帯	母子・父子家庭	障害者のいる世帯	長期療養者(6ヶ月以上。 見込を含む)のいる世帯	主たる家計支持者が 別居している世帯	火災・風水害・盗難等の 被害を受けた世帯	父母以外の者が 収入を受けている世帯	本人控除
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※全員

※「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務、修学、療養費等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

※本申告書に記入・添付された個人情報は、本提出書類に関する内容確認等にものみ利用し、その他の目的での使用及び第三者への提供はいたしません。

【別途提出書類】 申請内容の確認のため、該当する事由に応じて書類を提出してください。

就学者のいる世帯	学生証(写・本人以外)
障害者	障害者手帳(写)
長期療養者	診断書(発行3ヶ月以内)、病院・薬局等が発行する領収書
主たる家計支持者が別居	住居費・光熱水料費・家具用品の実費を証明する領収書(写)
火災・風水害・盗難等被災者	消防署、市区町村役場発行の被災証明または警察署発行の盗難届出証明書、領収書(写)